

重農主義と自然法思想

——ケネー、デュボンに寄せて——

坂 田 太 郎

(15) 重農主義と自然法思想

筆者は一昨年本誌で、その「自然権論」を中心としてケネー (François Quesnay, 1694~1774) の思想をとりあげたとき、⁽¹⁾一応彼の構想が、いわゆる自然法思想の流れのうちにも位置づけられるかの問題に触れた。ケネーおよび一般にフィジオクラトが、長い発展の歴史を負う自然法思想を踏まえてその理論を体系化したことについては、殆んどすべての思想史家に異議のないことらしい。が、彼ら、ことにその先達ケネーによるこの思想の受けとめ方の特異さについては、実のところ、あまり詮索が行なわれていないように思われたからである。問題とす

るに当たっても、手懸りとされるのはどちらかというところ。弟子の著作(例えばル・メルシエ・ド・ラ・リヴィエール (Paul Pierre Le Mercier de la Rivière de Saint Médard) の『政治社会の自然のおよび本質的秩序』(L'Ordre naturel et essentiel des sociétés politiques, 1769) ⁽²⁾、ド・ヌムール (Pierre Samuel Dupont de Nemours) の『新科学の起源と進歩』(De l'origine et des progrès d'une science nouvelle, 1768) 等々)であって、ケネーの著作そのものを系統的に検討することは、案外に試みられていない。これはどういう事情のためであらうか。このことはおそらく、ケネー自身の著作である「自然権論」(Le droit naturel, *Journal de l'Agriculture, du Com-*

merce et des Finances, Septembre, 1765) が、すでに七〇歳を越える類齢期の執筆であり、いささか気魄の衰えを感じさせる小篇であるのに対して、同じ問題をとりあつた彼の弟子たちの著作がいくつあられたことが、そして当時活潑な論争がそれらの或るものを中心として行なわれたりしたことが、その方に論者の注意を惹きつけたためではなかったかと考えられるし、それに関連文献として、オンケンが十九世紀の末に公刊した『ケネー著作集』(Oeuvres économiques et philosophiques de F. Quesnay, publiées par A. Oncken, Francofort s/M et Paris, 1888) に、せっかく、稀観にぞくする『動物生理に関する自然学的試論』(Essai physique sur l'économie animale, 2e éd., 1747) 第三巻中の「自由論」(La Liberté) を収録したにもかかわらず、この論稿の性格がやや断片的である上に、生理学ないし生理の哲学をふまえての自由論の展開であるため、一般に敬遠されたという事情があったのではないか。しかるにケネーの道徳理論、政治理論の展開の最も大きな特徴は、それらがその壮年期における生理学、解剖学の研究への反省から生まれた生理の哲学を土台としてあることにあるであらう。じじつケネー

は、その「自然権論」の冒頭でこう語っている。「人間の自然権を考察するに先だつて、先ず人間自身を、その身体的および知的能力の種々相において、さらに他の人間に対しての多種多様な状態において、考察することが必要である。もし各人の自然権をあきらかにしようとする前に、このような検討に手をつけることをしなければ、この権利が何であるかをさえ知ることは不可能である⁽³⁾」と。彼の弟子たちの立論は、(無理もないことだが) こうした道程をじゅうぶんに踏んでいない。このような事情を考えて筆者は、とくにケネーの二つの論稿をとりあげ、上掲の拙稿で自分なりに、その橋渡しをこころみつつ、それを手懸りとして、ケネーの思想の整理を企てて見た。そして彼の構想に見られる自然法思想の受けとめ方の特異さのいくつかにも触れておいた。ここではその点をもう少し敷衍し、補修しておきたいのである。

- (1) 拙稿、フランソワ・ケネー——「自然権論」を中心として——、『一橋論叢』第五三巻第四号、所収。
- (2) アダム・スミスは、「この(ケネーの) 教義のもっとも明確でもっとも首尾一貫した説明は……ル・メルシエ・ド・ラ・リヴィエールの『政治社会の自然のおよび本質的秩序』と題する小冊子(?) の中にある」と言っている。

Adam Smith: *Wealth of Nations*, ed. E. Cannan, London, 1922, vol. II, p. 177. 大内・松川訳、諸国民の富
岩波文庫、(三) 四八八頁。

(2) Quesnay: *Le droit naturel*, Oeuvres, ed. Oncken, pp. 361~363. 島津・菱山訳、ケネー全集、第三卷、五三頁。

二

さてケネーは自然権をもって、人間がその享受(Enjoy-
sance)に適する事物に対しても「権利」と定義する(1)。
享受に適する事物とは、単に質的に人間の需要を充足す
るに適切な財を意味するばかりでなく、また量的に、そ
れらの財の、人間の自己保存にとって必要な分量を指す
ことに注意が肝要である。このことは、「自由論」に明
記されている(2)。のみならず、おそらくロック(John Lo-
cke)からの影響をうけて、ケネーは、人間の自然権が、
現実において、彼がその労働により獲得しうる部分に限
られる、という見解を付加している(3)。彼にしたがえば、
自然権とは、ほんらい、人間と自然との交渉を場として
成立するものであろう。その自然権に限界を付し、その
行使の抑制をもとめたのは、人間の自由の発動が、即ち

人間がその理性をもって行なう熟慮と決意と行為とが、
自然権の認定とその理性的行使の基礎条件とならなくて
はならぬと同時に、権利の行使が、他の人間の権利を侵
害することであってはならないからである。ケネーは自
然的秩序において考察されるすべての人間は、平等であ
ると言う(4)。平等とは、一切の人間がその自然権の行使に
おいて差別されないという意味であろうが、差別されな
いとは、或る人の行使が他人の権利を侵害し、その行使
を阻むことであってはならない、という意味を含むので
なくてはなるまい。みずからの自然権の認定とその理性
的行使とは、当然、他人の自然権の尊重を要請として含
むこととなるであろう。かくして相互の権利の尊重こそ
が、いうところの自然的秩序(ordre naturel)の内容を
形づくるのであって、正義の観念とは、まさしくかかる
秩序の観念に立脚するものでなくてはならないのであ
る。

自然的秩序とはまさに、正義の秩序であり、かかるも
のとして、自由と平等とを保証するものでなければなら
ない。しかしこの秩序は、そうだからと言って、単なる
モラルの秩序であるのではない。たしかに自然的秩序

は、人間の自然権の行使を律する秩序であるには違いないが、がんらい自然権とは、前述のごとく、人間と自然との交渉を舞台として成立するものである。したがってそれは当然、交渉の対極たる自然の法則、ケネーの言葉にしたがえば「物理的諸法則」(lois physiques)の制約をうけざるをえない。ありていに言うなら、自然的秩序とは、人間によるその自然権の理性的行使と、それを制約する物理的諸法則とを二つながらに包摂する主体・客体的な秩序、ということになるであろう。したがって彼における自然的秩序が、人間の主体性を抜きにした単なるオブティミズムのヴィジョンを語るものであるかのごとき解釈は当たらない。それどころか物理的諸法則は、諸種の不平等や不幸をもたらしうるし、また人間の無知や過失や悪意も、同じような結果を招く。それゆえそれは決して、人間の主体的側面を抽象したところの、おのずからにして人類にとり最も有利な秩序、などというものを指すのではない筈である。そこには、物理的諸法則と対決する行為者・人間の責任の倫理を強調する面が含まれているからである。(こうした点にこそ、われわれは、ケネーの胸中にたぎっていた経済的自由主義の信条の主

体的なよりどころを見るべきであろう。)自然法とは、ケネーにあっては、とりも直さず、このような自然的秩序の別名に他ならなかったのである。

- (1) Quesnay: *op. cit.*, p. 359. 前掲邦訳、五三頁。
- (2) *Id.*: *Essai physique sur l'économie animale*, tome III, Paris, 1747, p. 365. *Oeuvres*, p. 755. 拙訳「ケネー 経済表以前の諸論稿」一六頁。
- (3) *Id.*: *Oeuvres*, p. 366. 邦訳ケネー全集、第三卷、六四—六五頁。なお前掲拙稿、一〇——一一頁参照。ロックはもともと、所有権を問題としていた。しかるにケネーの問題としたのは、享受の権利だったのである。この付加規定が全体の文脈の中で坐りが悪いのは、ロックにおける自然権の本質が何であるかを深く考えずに、その規定をここに欲めこんだためだと思われる。そしてこの付加はケネー自身の挿入であるよりも、むしろ『フィジオクラシー』(*Physiocratie*, 1767)の編者たるデュボンの加筆と見るべきであろう。(後文参照。)
- (4) *Id.*: *Essai physique*, p. 365. *Oeuvres*, p. 755. 前掲拙訳、一六頁。

三

ところでわれわれは、自然権と言えば、自然状態を場として根源的に成立する天賦の人権(自由・平等)を指

すもの、また自然法と云えば、政治社会以前の自然状態における人間生活を律するものであり、したがって根源的・発生的な法として人為的・制度的な実定法に（時間的にも論理的にも）先だち、その基礎たるべき普遍妥当の法——という観念を植えつけられている。この思想はギリシャの昔から、幾多の変遷を経てきており、単純な解釈で割りきることは実はできないのであるが、われわれが上に見たケネーの自然的秩序・自然法の観念も、もとより、実定法に対立するものとして、措定されているのである。

実定法に優先すべき自然法は、ギリシャのストア派以来、宇宙をつらぬくロゴスの秩序であるとともに、理性的存在者たるかぎりにおいての人間の生を、行為を、律すべき秩序であつた。なぜなら、理性的存在者たるかぎりにおいての人間の理性は、かかるロゴスの分身と考えられたからである。したがってそれは、「物理的法則」であると同時に、いな、それであることによって、道德の秩序でありえた。われわれはローマ・ストア派の代表者の一人キケロの言葉を思いだす。「われわれは当然、自然を尊重しなければならぬ。なぜなら、自然にしたが

って生きるためには、（自然的）世界から、その世界が支配される仕方から、出発しなくてはならぬからである。世界を動かす秩序を知らなければ……また人間の自然（本性）が偉大な全体のそれと一致するかしないかを知らないとするれば、誰も真実に、善悪を判定することができない。……自然の知識のみが、われわれをして、正義の実践、友情およびその他の形の愛の維持のために、自然がなし得る一切を知らしめるのである。」⁽¹⁾

もともと自然法の構想は、奴隷制の上に立つギリシャ都市国家の実定法や既成道德の批判を動機としていた。すなわちそれは、人間は宇宙理性を分有する理性的存在者としての資格においては平等である、という主張を骨子とする差別撤廃（平等）の叫びであり、解放（自由）の教えであつたと見ることができるともいえる。したがってそこでは、個人主義と、それと表裏をなす世界市民主義とが、思想の性格として、つよく打ちだされていたのである。それゆえわれわれは、重農主義の背景を形づくる自然法思想をも、大づかみに、このような思想の展開の線の上に位置づけることが可能である。しかしケネーにあっては、自然状態という言葉が意識して（？）避けられ、

また十六世紀以来この思想のうちにとり容れられて、重要な役割を果たすにいたった契約説が、彼においては、それほどの重みをもってあらわれていなかったりする⁽²⁾。だがそれらの点の立ち入った吟味は、彼の構想を、近世における、特に十七、八世紀における大陸およびイギリスの潮流の中に組み入れて検討することを要するのであって、この小篇のよくするところではない。ここでは単に覚書ふう⁽¹⁾に、二三の問題を補考し、旧稿を補綴しておくにとどめる。

(1) M. Tullii Cicerois *De finibus bonorum et malorum*,
édité avec traduction française, notice et notes par C.
Apuhn, Classiques Garnier, pp. 242~243.

(2) 拙稿、一四一―一五頁。

四

先ず自然権の問題である。まさしく彼にあっては、自然権とは、人間がその生活において、享受(需要充足)に適する事物に対してもつ権利であつた。この権利の認定とその理性的行使とに当たっては、人間は飽くまで自由であらねばならない。すなわちその理性をもって行な

う熟慮と決意と行為とにおいて、じゆうぶん自主的でなくてはならない。注意深く勤勉であり、儉約につとめるものは、合法的にその権利を増加するし、また権利を無視し疎略にするものは、彼らの過失によって、その権利を減少し、喪失する。かくして、行為者・人間は、厳しくその責任を問われなくてはならないのである。自由の発動はかようにして、責任の倫理と表裏をなしている。さらにこの責任の倫理は、権利の行使に当たって、他人の権利を尊重し、その行使を阻害しない配慮の要請と結びつく。平等とは、かかる要請の狙う効果に他ならない。この効果を確保するために、人間は、その需要充足にあてる財を、自己保存に必要な分量に限るべきであり、またかかる財の享受は、彼がその労働によって獲得しうる部分にとどまらなくてはならないのである。かようにして自由と平等とは、ケネーにあっては、それ自体が自然権の内容をなすよりも、むしろ権利の認定およびその理性的行使に当たつての条件であるという意味に、重きがおかれていることに思い至らざるをえないのである。この点はたしかに、自然権に関するケネーの見解の特異さを形づくっているであろう。

なるほどケネーは、ロックの影響をうけている。自然権（ただしロックは、この言葉を殆んど使っていない）の内容を所有（生命、自由、平等、財産）の問題としてとらえ、財産の所有を獲得のための投下労働によって承認すると同時に、権利の範囲を労働の量によって限界づけ、さらに人びとがそれを享受しうる程度という限界をも、併せ設定したのはロックであった。⁽¹⁾しかしここでは、問題は自然権としての所有権であったのに対し、ケネーでは、どこまでも、人間がその享受に適する事物に對してもつところの享受の権利が問題であった。したがって彼にあつては、所有権は、ほんらいの自然権から派生するところの、そしてそれを保証する合法的権利としての意味をもつことに注意を要するであろう。⁽²⁾しかし彼の弟子のデュボンヤル・メルシエとなると、考え方がかなりロックに接近する。彼らは一切の人間が自然権によって、先ずその身体を所有する (*propriété personnelle*) という。後述。

光に對してもつ権利がこれであるという。⁽²⁾自然によって眼を与えられた人間は、ものを見る権利がある。眼はもともと、ものを見る器官だからである。同様に自然によって体軀を与えられた人間は、この体軀をもって、生きる権利がある。生きるために享受し、享受するために採取し、捕獲し、栽培し、工作する権利があるであろう。しかしケネー自身における自然権は、そこで踏みとどまる。もっとも享受するためには、享受の対象物を或る程度占有することが前提となるであろう。しかしながら彼にとつては、勝義における所有権たる土地のそれは、一定の政治社会における合法的権利 (*droit légitime*) としてはじめて問題になるのではなかつたであろうか。
(後に見る如く、原始的な部族制の社会にあつても、財産保有のある程度の保証は問題となるが。デュボンの言う動産所有 (*propriété mobilière*) の保証がこれである。後述。) このようにしてケネーにとつては、自然権とは、ほんらい、享受の権利、需要充足の権利、したがつてまた採取し、捕獲し、栽培し、工作する権利を意味していた。自由も平等も、かかる享受の、生きることの、前提であり、姿勢であり、それが狙う効果でなければならな

かった。

こう見てくると、ケネーの把握は、正真、かなり異例のつかみ方だということが出来るであろう。「自然権論」は、彼として、類齢期の作品であるにもかかわらず、それなりに、壮年期までの生理学の研究、生理哲学の構想と六〇歳以降の「経済表」の構想とを、自然法思想の枠組の中で、反省という形で、つなぎ合わせる意味あいをもつものと考えられるのではないであろうか。彼自身、そのような意図をもって見たと見るのは、思いすぎであろうか。もしそういう狙いをもって見たとするならば、伝来の自然法思想の基礎的諸観念が、大きくケネー流に整理され、潤色されてくるのは、当然のこととすべきであろう。

- (1) J. Locke: *Two Treatises of Civil Government*, a critical edition with introduction and notes by Peter Laslett, Cambridge, 1960, pp. 303 et seqq., 310. 服部 弁之助訳、政治論、現代教養文庫、三六—四三頁。
- (2) Quesnay: *Essai*, p. 364. *Oeuvres*, p. 754. 拙訳、一五頁。

五

筆者は上に、ケネーが「自然状態」(état de nature) という言葉を、意識して(?) 避けたということ述べたが、彼におけるこの問題の措定は、いちじるしく簡素であり、かつ即物的なのである。ルソーにおけるがごとき孤立生存の状態、すなわち「純粹な自然状態・完全独立の状態」は、まったくの仮構であるとして、これを論議の外に置き、未開な生活の段階にあっても、人間生活はすでに社会化されていると考え、これを「群居状態」(état de multitude) と呼ぶのである。自然状態を前提する百科全書派は大体において、大陸のグロティウス(Hugo Grotius)、プーフェンドルフ(Samuel, Freiherr von Pufendorf)、イギリスのロックの伝統にしたがって、自然状態における生活を一種の社会生活として扱っていたのであるから、ケネーの考えも、その限りでは、この主流に属していたと見ることが可能である。それならばケネーはなぜ、自然状態という観念の内容を抽象的な孤立生存の状態にかぎり、この用語をもって、彼の考える未開の段階一般を示すことを避けたのであろうか。(しかし少なくとも「自然権論」においては、自然権は、この未開生活の段階を場として成立するものと考えられ

ていた筈である。)それは或いは、イギリスにおける自然法思想批判の影響によるのかも知れないが、基本的には、契約説に対してのケネーの懐疑が、彼をして、そのような態度をとらせたのではないかと考えられるのである。(この問題は一昨年の旧稿で触れておいた。)⁽¹⁾

ところで群居状態とは、人間相互の交通は不可避であるが、まだ彼らを主権的権力のもとに結びつけて社会を構成させ、一つの統治形態に従わせる実定法の存しない段階のことである。もっともこの段階にあっても、人びとは互いに掠取の危険にさらされているがゆえに、少なくとも各人の身体の安全のために、明示的かあるいは暗黙の約定(Convention)が行なわれ、そのことが彼らの生活を部族生活に導くというのである。したがって部族制以前の段階とそれ以後の段階とが、同じ未開生活の段階の中で、さらに区別されることになる。しかし以後の段階にあっても、各人は前の段階と同じく、他人に対して完全に自由であり独立であるとされるが、この段階における彼らの身体の安全ならびに彼らの所有し管理する住居とか僅かの家財・道具の類の所有の部族制による保護は、彼らの富が増加し、かつ分散するにつれ、掠取の不

安がさらに高まるにしたがって、じゅうぶんでなくなる。こうした場合に成文の、または慣習の実定法と、それを遵守させるための主権的権力が必要となるのだ、と言う。⁽²⁾

それゆえここでは、政治体への移行が、各人の所有する財の増加に伴ない、掠取の危険が増すにつれ、もはや部族の制度をもってしては、財産の保全にじゅうぶんでないいきさつにもとづくことが示唆されるだけであって、言うところの契約理論が、それなりの重みをもってあらわれていないのである。むしろわれわれは、契約説に対してのケネーの懐疑あるいは消極的な態度が、はなはだ特徴的だという印象をつよめられるだけである。(問題の措定が即物的であると言ったのは、このことと関連する。)そしてこの点とからみ、保有財産の多寡に応じての社会形態の推移が考えられているのは、経済的生産の発展と社会形態の推移とを、関連的に把える観点につながると思ふ。⁽³⁾

(1) 拙稿、一五頁。

(2) Quesnay: *Oeuvres*, pp. 371 et seqq. 邦訳ケネー全集、第三巻、七四—七五頁。なお拙稿「一四頁以下参照」。

(3) もっともこうした説明の仕方が、それまでまったくなかったというわけではない。モンテスキュにも類似の発想があるようだが、ロッタにやる「フッカー」(Richard Hooker: *Of the Law of Ecclesiastical Polity*, 1594~1648, Lib. 1, Sect. 10.) においては、自然状態における孤独な生活では、人間の尊厳にとってふさわしい生活に必要な物資をじゅうぶんとのえることができな事情が、その状態から政治社会に移行する一つの動機となっているとしよう。Locke: *op. cit.*, pp. 245~296.

六

「自然権論」におけるケネーの叙述は、はなはだ簡単である。そのためにわれわれが得たイメージを補足する意味で、ここにデュボンの『経済原理表解』(*Table raisonnée des principes de l'économie politique*, Carlshuhe, 1775.) 中の説明に触れておきたい。もっとも筆者は、ケネーの弟子たちが、どこまでその師の学問精神に理解をもち、その探求の狙いを的確につかんでいたかにはむしろ懐疑的でさえあるが、ケネーの死の翌年公刊されたこ

の文献は、差し当たってわれわれの問題に格好の資料を提供するものと思われるのと、(公刊以前のことであろうが)そこに盛られた説明には、ケネーも同意した(?)事情が伝えられているからである。⁽¹⁾

『表解』は、別に明言してはいないが、自然状態としての「群居状態」から、その説明をはじめていると見ていい。ここで先ず、一切の人間が自然権として、その身体を所有するいきさつが語られるが、この身体の所有にもとづいて生じる四つの権利のうちの第一のものは、「自然が提供するものであって、人間がその需要を充たすに適切な事物をわがものとする(保有する) (semparer des choses que la nature présente et qui sont propres a satisfaire ses besoins) 権利である。(第二は人間がその労働に当たって、もしくはその需要を充足するに足りるものの探求に際して、他人に邪魔されない権利、第三は不当なとりあつかいを受けたり、身体に危害を加えられたりしない権利、第四は他人の援助を受ける権利である。これらの権利は、そのまま他に対しての義務と相即し、正義の秩序を具現する。) なお相互援助の場合には、人びとに利益の意識があり、且つ彼らの間に、明示的なま

たは暗黙の約定があるという。自然権の行使のための労働は、当然に、その成果の占有 (acquisition exclusive et juste) を生む。これを「動産の所有」というのである。

さて群居状態の最初の段階は、自生する植物の採取のそれである。(面白いのはこの段階では、筆者が曾つて触れた人間の身体感覚または器官感覚 (sensibilité physique) が、血を流すことや他の動物に苦痛を与えることに対しての自然的な恐怖観念を、人びとに植えつけるということである。この点はおそらく、デュボンがケネーから学んだのだと思われるが、それゆえにこそ、この段階では、人びとが狩猟に走らず、草食に甘んじるという形で、人間の善性と平和とが、示唆されているらしい。) この段階について注意すべき点は、それが父権以外の權威を知らないことと、人びとの知能に若干の差があるかぎり、享受にいくらかの不平等をもたらすが、人間の尊厳には、何ら差がないということである。

しかしこの段階は、人口が少なく、土地が肥沃であり、しかも冬季がきびしくないという条件がなければ、存立しえない。次の段階が、自生の植物の不足が生む狩漁のそれである。この段階になると、生活資料はヨリ豊

富となるため、人口もしたがって殖える。と同時にそこでは、人びとの相互援助が一層緊要となる。獲物の捕獲に、協力が必要となるからである。そこで明示的あるいは暗黙の約定をもって、彼らの間に(臨時に)集団 (association) が形づくられる。この約定によって、銘々の成員に対しての獲物の分前が保証されることになる。重要なことは、彼らの狩漁行において、経験・技能等の点から、それを指揮する頭 (chef) が決められることであるが、その地位は、狩漁行の終了とともに解消することである。それゆえこの段階においても、何ら地位や階層の分化は生じないのである。

しかるに捕獲した動物のあるものを馴らし飼育することが慣行となって、第三の牧畜の段階に推移する。この段階においては、人びとの間に、家畜を飼育するための牧場の用益権 (propriété usufructière) の取得が問題となる。しかしそれはまだ、土地の所有権には至らない。なぜならここでの生活は、牧草を追っての遊牧を建前とするからである。さらにわれわれの注意をひく点は、家畜が多くなり、生活が豊かになるにつれて、余裕が生じ、人びとにその生活に対しての反省・工夫の機会が与えら

れ、それが技能の向上をもたらし、思考を豊富にし、その精度を高め、かつ習俗を和らげるといふ結果を生むが、それと同時にここでは、地位の分化、階層の分化が生じるということである。すなわちその一方は家畜の所有者であり、他方は彼らの従者または雇人である。後者は家畜を所有しないがゆえに、その労力を前者に提供することによって、生活を樹てなくてはならない。ケネーがその「自然権論」に指摘する部族制社会は、おそらく、この第二または第三の段階に相応すると見ることができであろう。

(1) G. Schelle: *Du Pont de Nemours et l'école physiocratique*, Paris, 1888, p. 163.

(2) 拙稿、ケネーにおける生理の哲学、『一橋大学研究年報』「人文科学自然科学研究」、IV、二九頁参照。

七

牧畜の段階から、第四の農耕のそれに入りこむ。第三の段階において得られた栽培に適する植物の知識や、天候、気象にかんする経験が、この移行の有力な条件となることは言うまでもない。が、それと同時に、農耕の段

階に入ることによって、生活資料の生産は飛躍的に大となり、それが一層大きな人口を養う見透しを可能にする点を、忘れてはならぬであろう。

この段階のもつ意味の重要さはさらに、それまでの生活がいわば放浪生活 (*vie errante*) であったのに対して、ここにはじめて、定住生活 (*vie stable*) がはじまる点にある。なぜなら農耕の効果をあげるためには、投資 (*avance*) が不可欠だからである。そのことが定住を不可避にする。ところでこの投資にデュボン⁴⁾は四種類のもの⁵⁾を挙げる。その第一は土地投資 (*avance foncière*)、第二は原投資 (*avance primitive*)、第三は年投資 (*avance annuelle*)、そして第四は社会投資 (*avance sociale*) である。はじめの三つは、少しでも重農主義の知識をもたれる向きには、取えて説明の必要のない項目であるが、デュボンの不正確な記述を修正して伝えると、その第一は土地の開墾、灌漑、排水のために、道路の開設、建物の建設等々のために、投じられる資本である。第二は農業者が家畜、農具の購入に充てる支出であって、だいたい固定資本と見られていいが、第三は種苗費、作業者の食糧費、賃銀、家畜の飼料費、肥料費等であって、年々回収さ

るべき流動資本をあらわす。そしてデュボンは、この第一の投資、すなわち土地投資が、土地所有権 (*Propriété foncière*) を生むというのである。

じじつ農耕のための耕地の造成や道路の開設やその他の設営は、土地所有権の設定を不可避とするであろうし、また反面、これらの造営は、じゅうぶん社会的に、その所有権を裏うちするものとなるであろう。なぜならこれらの投資は、土地そのものと合体して、それから不可分のものとなるからである。このいきさつをデュボンはこう説明する。土地所有権は、労働および資本の投下という形で、所有する身体と動産とを適法に使用することにより (*par l'emploi licite de la propriété personnelle et de la propriété mobilière en travaux et en avances*)、無主の土地に、または耕作者がすでに用益権を所有していた土地に、設定される、と。

この土地所有権の設定は、牧畜の段階において、土地用益権の設定が二階層の分離とからんでいたように、農耕の段階に、三階層の分立を生ぜしめる。先ず第一に土地所有者の階層である。次に所有者から借地して、農耕を営む農業者の階層である。そして最後に、農業生産の

ための設備・道具を生産し補修すると同時に、一般消費のための家具・什器等を生産し、さらにそれらのものの配給をつかさどる商工業者の階層である。この段階は、この三階級の分立によって、大きく特徴づけられるのである。

八

ところで四つの投資の中の最後の社会投資というのは何か。それは共益 (*utilité commune*) のための支出である。経済的生産が飛躍的に増大し、人口も増加し、階層の分立と並行する産業部門の分離に伴って、分業・交換の組織が漸次整ってくるこの社会にあっては、異常に増加し且つ分散する生産物の享受を、社会的に保証する必要が生じるであろう。それらが安全に消費者の手に渡り、享受される保証 (*assurer la jouissance des productions... qui commencent à être trop abondantes et trop dispersées pour pouvoir demeurer avec sécurité sous la seule garde du possesseur*) がなぐからである。社会資本は先ず第一に、この目的のために使われるが、第二にそれは、分業・交換の組織の整備、取引の安全と関連する

道路、運河、橋梁、広場、城砦等の建設に充てられるのでなくてはならない。

じじつこの社会にあっては、これらの公共施設の建設は重要な意味をもつであろうが、それらのために、国内の諸家族が連合し、その意志と資力とを併せて (*concours des volontés et des moyens des familles confédérées*) その支出を弁じるのでなくてはならない。国内の諸家族が、その意志と資力とを併せて社会資本を投下することは、この連合体を正規の社会 (*société régulière*) に移行させずには措かないであろう。「正規の社会」とは、一般の慣用語を使うなら、政治体 (*corps politique*) もしくは政治社会 (*société politique*)、すなわち国家のことである。

たしかに農耕社会にあっては、社会資本は右の諸目的ばかりでなく、さらに治安、防衛、教育等のために、支出される必要が起こってくるであろう。のみならず諸家族の意志と資力とを併せて支出するにしても、いかにして意志と資力とを併せて資本を形成し、いかに効果的にそれを支出するかについて、不可避免的に公権 (*autorité publique*) の設定を必要とするであろう。デュボンが社会

資本を管理し、人びとの権利の行使と義務の遂行とを保証するようその支出を指導するため、公権が設定されると述べている。さらに『表解』では、正規の社会への移行、したがって公権の成立と土地所有権の設定とが、対照的に表示されていることに注意を要するであろう。

ところでこの移行・成立に関しては、その手続きとして、何らの合意も契約も語られていない。社会資本の形成と支出とが、不可避免的に、移行・成立を必至とする事情が、示唆されているにとどまるのである。そしてこの公権の合法性は、その設定を導いた共同の利益 (*Intérêt commun*) に基礎をおくのであり、またそれは、その利益のためにそれに服する人びとの意志と資力との結合 (*réunion des volontés et des moyens*) に基礎づけられていることが示される。したがって合意や契約は、そのものとしてとりあげられることなく、ただこの「意志と資力との結合」という事態のうちに、仄めかされているにすぎないのである。

のみならずわれわれの興味を誘うのは、本稿で問題としたケネーの二つの論稿およびデュボンの『表解』に関するかぎり、学派の政治的信条とされる開明君主制

(monarchie éclairée) とか、いわんや合法的専制政体 (despotisme légal) とかの見解を示す個所が、どこにも見当たらないことである。却つてわれわれは「自然権論」において、結合して社会を形成する人間の自然権の本質を決定するのは、君主の権力でも、貴族の権力でも、民主的権力でもないのだ、という叙述にぶつかるのである。⁽¹⁾ デュボンも語っている。「この権限(公権)の行使が誰の手にあろうとも、またその受託者が皇帝、国王、諸侯、元老院、貴族、長官または人民代表等々のいかなる名をもつて呼ばれようとも(問うところでない)(en quelques que soit remis l'exercice de cette autorité, soit que ses dépositaires s'appellent Empereur, Rois, Princes, Sénat, Nobles, Magistrats, ou Représentans du Peuple)」と。学派の中で最も保守的であり、護教的であったといわれ、ミラボー (Victor Riqueti, marquis de Mirabeau) すら、主権と主権者とを峻別し、筆禍事件のためヴァンセンヌに投獄される直接の原因となった『租税理論』 (Théorie de l'impôt, 1760) やその他の著作で、ルイ十五世にかんし、彼はただの官吏首席にすぎないのだと言っ

たり、「王位が空位となるときは、法が王位を掌握する。その後は王位は、公有財産の一部になるのだ」という言葉を洩らしたりしたと言われる。⁽²⁾

殆んど顧みられることのないデュボンの『表解』が、どの程度までケネーの見解と一致していたかをたしかめることはむづかしいが、自然権や自然状態や契約などの基礎的諸観念のとりあつかいにおいて、そして何よりも政治社会への移行の問題について、デュボン自身の勝手な修飾や手直しがいくらか眼にはつくものの、どうやらケネーの意向とそれほど食い違っていない文献として、したがってケネーの二つの論稿を補足する資料として、本稿の後半はその覚書ふうの紹介にあてた。何らかの参考ともなれば併せである。

(1) Quesnay: *Oeuvres*, p. 373. 邦訳ケネー全集、第三巻、七五—七六頁。

(2) Cf. Benedikt Güntzberg: *Die Gesellschafts- und Staatslehre der Physiokraten, Staatsökonomische Abhandlungen*, Leipzig, 1907, S. 92.

(明治大学教授)